

京都市告示第 288 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 11 月 16 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0009号	北区大北山原谷乾町107番地の11地先 同町109番地の11地先	
2	大北山水0010号	北区大北山原谷乾町110番地の 1 地先 同町109番地の 8 地先	
3	大北山水0011号	北区大北山原谷乾町110番地の 1 地先 同町109番地の 7 地先	
4	岩倉水0339号	左京区岩倉幡枝町814番地の 1 地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)